

## 住宅性能評価業務の改善命令について

平成 29 年 7 月 20 日

当センターは住宅性能評価の業務に関して、当センターの評価員が、音環境に関する評価について、国の定める基準に適合する方法によらず評価を行ったことに対して、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、本日、国土交通省中部地方整備局長より業務改善命令を受けました。

関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。

当センターは、今回の改善命令を厳粛に受け止め、評価業務における審査の徹底を図り、信頼回復に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

一般財団法人 愛知県建築住宅センター